

佐賀県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
県道 多久若木線	多久市西多久町大字板屋五九 一二番二地先から 多久市西多久町大字板屋一二 六一五番地先まで	後 二・八 一・九
	多久市西多久町大字板屋五九 一二番二地先から 多久市西多久町大字板屋五七 二七番三地先まで	前 一五・二 九・六
		変更前後の別
		幅員
		延長